

選挙管理規程

第1条（目的）

この規程は、定款第29条及び運営規約第7条に基づき三役の選出を公正円滑に行うことを目的とする。

第2条（選出の期日）

三役の選出は、総代会において新役員が承認された後の第1回理事会において行う。

第3条（被選挙人）

被選挙人は立候補制とし、本規程第6条第2項第1号、第2号、第3号に重複して立候補することはできない。

第4条（三役選挙管理人）

三役の選出を投票により行う場合は、選挙管理人をあらかじめ定めた支部の総代から選任する。

2. 前項の選挙管理人は、3支部（3人）以内とする。

第5条（三役選挙立会人）

三役の選出を投票により行う場合は、選挙立会人をあらかじめ定めた支部の総代から選任する。

2. 前項の選挙立会人は、2支部（2人）以内とする。

第6条（投票の方法と順序）

各投票は単記無記名により行う。

2. 投票は、次の順序により行う。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人

第7条（投票）

選挙管理人は、投票を開始する前に投票箱を開きその中に何も入っていないことを議場に示さなければならない。

2. 選挙管理人は、あらかじめ定められた指定用紙を理事に交付する。
3. 選挙管理人は、投票が完了したと認めた時は投票終了の旨を議場に告げ、投票終了後の投票は認めないものとする。

第8条（開票）

選挙管理人は、開票にあたり交付した投票用紙と投票数の確認を行わなければならない。

第9条（無効投票）

次の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙でないもの
- (2) 被選挙人の氏名が確認し難いもの
- (3) 定められた投票以外のもの

2. 投票が、前項各号の他、本規程によらない投票について無効投票に該当するかどうかの判断は、選挙管理人の協議により決定する。

第10条（投票結果の取扱）

- (1) 各投票毎に有効得票数の上位の被選挙人を当選とする。
- (2) 得票数が同数の場合は、同数の者で再度投票を行い当選者を定めるが、再投票でも得票数が同数の場合は、くじで当選者を決定する。

第11条（三役の補充）

三役に欠員が生じた場合、三役の要請により理事会にて補充選出を行う。

第12条

本規程で定める三役選挙の投票用紙の作製及び開票作業等は、事務局に委任することができる。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会において行う。
2. この規程は、平成23年6月30日より発効する。
3. 平成24年6月11日一部改定